

薬師寺東塔考

関野 貞

我が国太古ほとんど美的建築と称すべきものなかりき。それこれあるは仏教の東伝に伴い仏寺建築の隆興せし以後にかかる。けだし当時の建築は韓土の手法を伝えて、シナ南北朝のものと親密なる關係を有し、豊肥なる柱、雄麗なる斗拱とこう、高雅なる高欄、素朴なる裝飾、もつて特殊の風格をあらわし、固有の形式を大成せり。吾人はこれを名づけて推古時代の建築と称す。かの法隆寺の金堂・中門・五重塔婆および法輪・法起の両三重塔婆はこの形式を代表せる古建築なり。降つて皇極・孝徳両帝の際、唐と交通を開きしより、進歩せる彼の文化は滔々とうとうとして我が国に入り来り、ついに雄大豊満、文質兼ね具そなわりたる天平期の形式を作り出せり。しこうしてかの推古時代の形式と、天平期のものとの中間にありて、彼此かれこれの手法を混用し、あたかも過渡の位置に立てるもの、吾人はこれを名づけて白鳳期の建築と称し、さらに白鳳・天平両期のものを合して奈良時代の建築と称するなり。天平期の建築にして今日に遺存せるものを挙ぐれば、大麻寺たいまでら東西塔・海竜王寺西金堂、正倉院・東大寺法華堂・転害門てがいもん・甲倉、法隆寺食堂・東大門・夢殿・伝法堂、栄山寺八角堂、唐招提寺金堂および講堂等より、もつて当時の形式・手法を徴せるにおいて、やや遺憾なきに似たり。しかるに白鳳期の建築に至りては、斉明天皇の川原寺、天智天皇の崇福寺、天武天皇の大官大寺、持統天皇の薬師寺等は言うに及ばず、厩

坂寺・山田寺・当麻寺（たいまでら）・岡寺・壺坂寺等の大伽藍盛んに造営せられたるにかかわらず、これらはほとんどことごとく廃滅に歸し、わずかにその遺式を伝えたるもの、ただ大和西京の葉師寺東塔の一あるのみ。幸いにこの塔婆の残存せるあり。吾人はもって当期の形式の一斑を窺うべく、これを推古時代の建築に徴し、これを天平期の手法に考え、そのあたかも両者の中間に介在して、彼此（かれこれ）の連鎖となれるの事実あることを発見するを得べし。もしこの塔婆にしてすでに廃滅に歸したりしとせんか、吾人はもはや推古時代の技術が、天平期のものに発達したる推移の順序を知ること能（あた）わざるべく、建築史上白鳳期の名称を除去せざるべからざるに至らん。しからばすなわち、この塔婆は我が国の文明史上、きわめて重要な位置を占むるものたるや明らかなり。

葉師寺の草創を考うるに『日本書紀』天武天皇九年（六八〇）の条にいわく、

十一月壬申朔、（中略）癸未、皇后体不予、則為皇后誓願之、初興葉師寺、仍度二百僧、由是得安平、

『扶桑略記』にいわく、

九年庚辰（中略）十一月依皇后病、造葉師寺、鋪金末（すゑ）、遂、竜駕騰仙、始鑄仏於飛鳥淨原之朝、畢造寺於養馬藤原之宮、土木之功熟於三帝（天武、持統、元明）、日月之營送於五代（又加文武、飯高）、

『日本書紀』持統天皇十一年（六九七）の条にいわく、

六月丙寅朔（中略）辛卯、公卿百寮、始造為天皇病所願佛像、（中略）秋七月乙未朔（中略）癸亥、公卿百寮設下開仏眼（一）會於葉師寺（上）、

『続日本紀』文武天皇二年（六九八）の条にいわく、

冬十月庚寅、以_二薬師寺構作略了_一、詔_二衆僧令_レ住_二其寺_一、

と。このほか『薬師寺縁起』・『元亨釈書』等記する所ほぼ同じ（東塔相輪櫓の銘文また同意、後に説くべし）。これによりて見るときは、薬師寺は文武天皇の九年に着手せられ、仏像の製作いまだ成るに及ばずして天皇崩ぜられしかば、持統天皇前緒に_{したが}遵いその経営を勉められ、その十一年六月仏像成り、文武天皇の二年に至り諸堂僧房ほぼ了_{おわ}りたりしがごとし。しかれども『統紀』文武天皇大宝元年（七〇一）の条に、

六月壬寅朔（中略）壬子、以_二正五位上波多朝臣牟胡閑、從五位上許曾倍朝臣陽麻呂_一、任_下造_二薬師寺_一司_上、

と記せるを見れば、工事のなお継続せられしを知るべし。

元明天皇都を平城京に奠_{さだ}めらるるに及び、養老二年（七一八）薬師寺を新京に移さる。すなわちいまの薬師寺にして旧寺を本薬師寺と称す。その遺跡高市郡木殿村にあり。この新京の薬師寺に關しては、『薬師寺縁起』にいわく、

在_二大和国添下郡右京六条二坊十二坪、東西二町、南北四町、四至_一

東限_二堀川_一、西限_二三方大路_一、南限_二六条大路_一、北限_二五条大路_一

と。もつて伽藍_{がらん}の位置_{しうざ}広袤_{ひろ}（がり）を知るべし。その他堂宇・門廊等に關しては同『縁起』に、築垣四面・門七口（うち一口南大門、一口中門）・塔二基・金堂・講堂・四面廊・食堂・十字廊・経楼・鐘楼等のほか、東院・西院・僧坊（十四宇）・大炊院・温室院・壺坂院・東園院等を挙げ。その制度の嚴、規模の大、もつて見るべし。かくのごとき盛大なる経営も、天祿四年（九七三）・文安二年（一四四五）・享祿二年（一五二九）等の風火の災を閱してほとんどごとく烏_う有_あとなり、創立のままにまれ

るはただ東塔一基あるのみなり。

東塔は当初は中門の内金堂の前面左右に西塔とあい対して立ちたりしものなり（西塔は享祿の兵火に焼失し、万治年間その遺址に文殊堂を立てたり、いまなお存す）。三層にして毎層裳階あり。ゆえに一見六重のごとし。その大いさは、初層方二十三尺四寸、裳階方三十四尺六寸八分、高さ壇上より露盤下まで七十八尺三寸、相輪長さ三十三尺六寸、すべて地上より高さ百十四尺九寸あり。

いまその構造を見るに、毎層雄大なる三手先の斗栱をもつて、大胆に突出したる軒を承け、しこうして中間の裳階はわずかに三斗組に過ぎざるをもつて、軒の出は比較的になし。これをもつて屋蓋の形状は、毎層交互に大小伸縮し奇抜の輪郭を画き、もつともこの種の建築の陥り易き単調の弊を免るることを得たり。けだし我が国の塔婆は古来、一重（多宝塔）・二重・五重・七重・九重・十三重等を普通とし、かくのごとき破格のものはいまだこれありしことを聞かず。しかるに当時の建築家がかかる規制に拘泥せず、自由にその手腕を運らし一機軸を出したるはすこぶる多とすべきものあり。とくに各層の屋蓋はきわめて勾配を緩やかにし、塔婆の幅に対する高さの比を勉めて少なくしたり。その結果として後世塔婆の通弊たる不安の状態を避け、莊重安定の外観を呈することを得たり。とくに相輪の長さは最も適当にして、塔婆の頂を裝飾してよく秀高の風趣をあらわせり。実にこの塔婆はただにその形の奇なるのみならず、全部の権衡もまた完美にして、ほとんど一点の間然すべき所なく、我が国の諸塔婆中最優秀なるものの一なり。

さらにその細部につきて観察せんか、

(一)石壇は後世の修補のため、当初の手法をつまびらかにすること能わざるも、法隆寺の金堂の石壇

と同様の凝灰石をもつて築かれたりしは明らかにして、いまなお多少の形跡を存せり。

(二)礎石は花崗石をもつて作り、その上部柱の来るべき所はことさらに方形に高く作り出し、もつて床の敷石に適合すべからしむ。また裳階側柱下、地貫の来るべき所は、とくにその部を柱下同様に高く作り出だせり。この手法はけだし推古時代に発見せざりし所にして、当期に入りてより始めて行なわれたりしがごとし。床の敷石は長方形のものを使用し石壇と同じく凝灰石なり。

(三)柱の径は脚部大にして、頸部に至るに従い多少減殺し、かつ腰部にきわめて少なき膨みを有せり。その割合、法隆寺金堂のものとく多からず、唐招提寺金堂のものとく少なからず、あたかもその中間にありて適度の権衡を有し、上部の大なる重量を支えて綽々として余裕あるがごとし。

(四)斗栱は毎層二手先にして特有の手法より成り、もはや法隆寺のごとく雲形肘木を用いず、普通の肘木および斗をもつて構造したれども、肘木の下部の曲線に沿うて薄き作り出しのあるは、法隆寺のものに親密なる関係あることを見るべく、闊き軒天井を有せるは法隆寺のものに比して一段の進境をあらわすも、当麻寺東西塔・唐招提寺金堂のものに對しその支輪および鬼斗の用法を知らざるがごとき、なお多少手法の幼稚なるを見るべし。けだしこの斗栱は推古時代のものと天平期のものとの中間にありて、彼此の連鎖たることを示すものなり。

(五)軒は推古時代にては一軒を常としたりしに、この塔婆において始めて飛檐を生じて二軒となり、一層雄麗の性質をあらわせり。

(六)高欄は二重および三重の裳階の四面を圍繞せり。その全体の権衡の高くして架木・平桁に反りなく、かつその端を垂直に截り去りたるがごとき、斗束の撥状をなせるがごとき、みな当期の特徴

を見るべき手法なり。

(七)相輪は当初はことごとく鍍金とぎんを施したりしものにていまなおその痕跡を見るべし。その長さおよび形状はもつともよく塔婆の権衡けんこうに適応し、塔婆をして一層秀麗の美觀ほしさまを恣まにせしむ。その露盤つげばなおよび受花うけはなまた一の特色をあらわし、毎輪の周囲には八箇の風鐸ふうたたくを懸け(いま亡失す)、刹柱さつちゅうの頂上二顆の宝珠たからたまには蓮座ありてこれを受く。とくに火炎(俗に水煙と称す)はきわめて異例にして、三人の飛天てんが空中ひるがえに翻り、一は笛を吹き、一は盤を捧げ、一は蓮華様のものを持てる状より成り、その纏衣てんいの天風に吹かれて飄揚ひょうようせる間を、奇古なる雲紋の連綴せる等、その意匠の豊富にして自由なる、手法の簡古にして雄健なる、すこぶる見るに足るべきものあり。けだし我が国の塔婆の火炎は古来千篇一律、簡單なる唐草模様過ぎざるに、この塔の建築家が破格の構造を試むると同時に、無類の手法を火炎に施せしがごとき、その靈腕妙手、後世の様によりて葫蘆ころ(ひょうたん)を画えくがごときの比にあらざるなり。この相輪の擦さつに陰刻せる銘文あり、字体はなほだ奇古、伝えて舍人親王の撰と称す。その全文は後に掲ぐべし。

(八)内部は折上組おりあげくみ入天井いれてんじょうなり。支輪は直線形にて斜めに出でて格縁こうぶちを承く。手法簡古にして雄大なり。(九)裝飾は外部木材丹塗にぬりにして、垂木間・軒天井間等は白土塗なり。また垂木・尾垂木等の端、長押等には金物を打ちたりし形跡あれども、いまはその一片をも留めざるは惜しむべし。内部は木材はすべて丹塗にぬりなれども、天井格間ごうまには宝相華紋ほうそうげを描き、支輪間には宝相華ほうそうげおよび蓮華の唐草模様を交互に彩絵せり。その模様はきわめて典雅優美の性質を帯ぶ。

(十)塔内には当初塑土にて釈迦八相のうちの因相、すなわち入胎・受生・受樂・苦行等の様を作れり。

『薬師寺縁起』にいわく、

右両塔（東西）内安_ニ置釈迦如来八相成道形_一也、東塔因相、入胎、受生、受樂、苦行、西塔果相、成道、転法輪、涅槃、分舍利、

とあり、もつて証すべし。いまなお当寺の宝藏中に数十百の塑像の破片を蔵む。ついて見るに多くは塑土ごとごとく剥脱せる木骨に過ぎず。ただし往々多少塑土の附着せるものあるを見るも、もつて当初の形式を徴すること能_{あた}わざるは惜しむべし。けだし創立の際には東西あい並びて釈迦八相形を作り、優麗高雅法隆寺五重塔内の塑像に譲らざりしものなりしならん。

以上論ずる所はけだしこの塔婆の構造および裝飾の概略にして、これを法隆寺・法起寺・法輪寺の諸堂塔の推古時代の形式をあらわせるもの、および当麻寺_{たいまでら}東西塔・東大寺法華堂・唐招提寺金堂等の天平期の形式をあらわせるものと比較するときは、明らかに両者の中間に立ち、彼を承けこれに伝うる過渡の地にあるものたることを知るに難_{かた}からざるべし。吾人はさらに進みて、古来よりの疑問たるこの塔婆の建築年代に説きおよびさんとす。

この塔の建築年代に関しては、『扶桑略記』にいわく、

天平二年庚午三月（中略）同月廿九日、始建_ニ薬師寺東塔_一、

『元亨釈書』にいわく、

六年（聖武天皇の即位六年すなわち天平二年）春三月、起_ニ東塔于薬師寺_一、

元禄十二年（一六九九）卯二月記録せし薬師寺蔵「現前諸伽藍并神社覚」と題せる文書中にいわく、

一東塔 五間半四間

聖武天皇天平六年に御建立^{ごんりゅう}天正年中筒井順慶兵乱之節敗壞仕候^{しこう}処加^こ修理^{しゆり}于^レ今相殘候^{いまあひまるとしこう}へ共敗壞

仕候、
 享保元年（一七一六）東大寺別当兼華嚴宗長吏安井門主前大僧正道恕が、日本の蠹損^{とつそん}しついに磨滅に帰せんことを恐れ文段を繕写し、西岸寺前住明誉古礪上人に図絵せしめたる『葉師寺縁起』にいわく、
 聖武天皇天平六年春三月、先帝の勅願にこたへて東塔を建立^{ごんりゅう}し給ひにけり、西塔はこれよりさきに持統天皇御建立^{ごんりゅう}あり、此時にいたりて東西の両塔角立して、たかさ十一丈五尺ひろさ三丈五尺なり、

この『葉師寺縁起』には前記古文書と同じく、東塔をもつて天平六年（七三四）の建立^{ごんりゅう}となせり。しかれどもこれおそらくは『元亨釈書』に「六年春三月」とありて、聖武天皇の即位六年なるを、天平六年と見誤りたるものならん。ゆえに『縁起』の説は『釈書』によりて敷衍^{ふえん}したるものなるべく、とくに西塔は持統天皇の建立^{ごんりゅう}云々といえるは杜撰^{ずざん}のはなほだしきものなり。しこうして『釈書』の説はあるいは『扶桑略記』より出でたりしにはあらざるか。

この塔婆の建立^{ごんりゅう}に関しては以上挙げたるほか、さらに古文書等の徴すべきものなし。しかるにこの塔婆相輪櫓の銘文に、

維清原宮馭宇

天皇即位八年庚辰之歲建子之月以^レ中宮不念^レ創^レ此伽藍、而鋪金末^レ遂竜駕騰仙、太上天皇奉^レ遵
 前緒、遂成^レ斯業、照^レ先皇之弘誓、光^レ後帝之玄功、道濟^レ郡生^レ業伝^レ曠劫、式^レ於高躅^レ敢勒^レ貞
 金、其銘曰、巍巍蕩蕩、葉師如来、大発^レ誓願、広運^レ慈哀、猗猗聖王、仰延^レ冥助、爰飭^レ靈宇、

莊嚴調御、亭亭宝刹寂寂法城、福崇億劫、慶溢万齡、

とあり。『書紀』によるに、天武天皇の薬師寺を創められしは天皇の九年（六八〇）庚辰の歳なり。すなわち知る、銘文即位八年庚辰の歳といえるは全く同一の年を指せることを。けだし天武天皇は二年（六七三）正月に即位の大礼を行なわれたれば、あるいはこれをもつて即位一年となしたりしものか。天皇崩御の後、前緒を奉遵し経営せられたるは持統天皇なり。しかるにここには太上天皇という、すなわちこの銘文を作りしは、文武天皇の時にありしこと推知するに難からず。したがってこの相輪の成りしも同時たりしこと明らかなりというべし。ゆえにもし平城京に新たに東塔全部を興せしものならば、この相輪の存するは解すべからず。吾人は少なくともこの相輪は高市郡なる旧寺の塔婆に属したりしものを移し来りしものなることを信ぜざる能わざるなり。

この相輪にして果して旧寺より運び来りしものならんか、旧寺の塔婆は同時に平城京に移せしか、新たに相輪を作りしか、もしくは破壊したりしか、三者必ず一に居らざるべからず。吾人はここには第一説を決すれば足る。他の二説のごときは強いて考究を費やすの要を見ざるなり。

この疑問を決せんと欲せば、吾人はまず本薬師寺の塔婆のいかなるものなりしかを研究せざるべからず。本薬師寺の廃址には、いまなお金堂および東西両塔の遺跡明らかに存せり。西塔址には心柱の礎石ただ一箇残存せるのみなれども、東塔址にはその礎石南面中の間の東にあるもの一箇を失いたるのみにして、その他はことごとく存在し、心柱礎を合しておしなべて十六箇あり。この礎石によりて測るに、一面の長さ東西二十三尺八寸、南北二十三尺九寸あり。この差はけだし礎石の移動より生じたるものにして、当初はもとより正方形の平面を有したりしなり。柱間はこれを三等分したりしもの

にして、中の間、脇の間の広さともに同一なり。さらにこの礎石を見るに、花崗石をもって造り、その上部柱を承くる所はとくに方形をやや高く作り出し、側柱の礎石はさらに地貫じぬきの下に当たれる所を同高に作れるがごとき、薬師寺東塔のものと同手法に属せり。しかれどもこれら礎石の配置を見るに、明らかに方三間の塔婆にして、彼のごとく裳階を有せしものにはあらず。しからばすなわち彼の相輪はあるいは旧時のものを移したらんも、裳階を有せる塔婆は決してそのまま遷造したりしものにはあらざるなり。ここにおいてか吾人の疑問はますます大なり。

さらに翻ひるがえって旧寺の塔婆は幾層を有せしやというに、初層方二十四尺ばかり、相輪の長さ三十三尺六寸を有せるは、比較的大なる塔婆ならざるべからず。いま左に数種の塔婆の寸尺を列挙してそのしかるゆえんを証せん（備考 五重塔および三重塔の配列は初層の大きさによりて年代の新古に關せず。また全高は柱礎上より相輪頂までの高さなり）。

建造物名称	初層一面の長さ	柱礎より露盤下までの高さ	相輪の長さ	全高
東寺五重塔	三二・二五 尺	一三〇・五〇 尺	五三・三〇 尺	一八三・八〇 尺
興福寺五重塔	二八・九三	一一五・五九	四九・七七	一六五・三六
本薬師寺塔址	二三・八〇			
薬師寺東塔	二三・四〇	七八・三四	三三・六〇	一一一・九四
醍醐寺五重塔	二二・七〇	七八・四〇	四一・〇〇	一一一・四〇
法隆寺五重塔	二二・一五	八〇・二〇	三一・四〇	一一一・六〇
法観寺五重塔	二〇・七四	八八・七五	三一・四〇	一一〇・一五

仁和寺五重塔	一八・七〇	九〇・〇〇	三二・〇〇	一二・〇〇
嚴島神社五重塔	一五・〇〇	七〇・三〇	二〇・八〇	九一・一〇
海住山寺五重塔	九・〇〇	四三・六七	一四・五〇	五八・一七
室生寺五重塔	八・二〇	三八・〇五	一五・三五	五三・四〇
法起寺二重塔	二一・六〇	五五・六四	二三・九〇	七九・五四
法輪寺二重塔	二〇・八八	五五・五七	二一・九四	七七・五一
当麻寺東塔	一七・五〇	五四・二七	二二・四三	七六・七〇
同寺西塔	一七・〇四	五五・八五	二六・四三	八二・二八
興福寺三重塔	一五・九五	四四・二五	一八・九五	六三・二〇
南法華寺二重塔	一五・一七	五二・六〇	二三・五〇	七六・一〇
常樂寺三重塔	一五・一三	五二・七五	二七・五〇	八〇・二五
百濟寺三重塔	一四・六〇	四五・九〇	二二・七〇	六八・六〇

このほか西明寺・総見寺・大法寺・靈山寺・岩船寺・淨瑠璃寺等の三重塔は、初層の大きさ十三尺八寸以下、十尺一寸までの間にあり。

以上掲げたるもろもろの五重塔の大きさを見るに、本薬師寺東塔の二十三尺八寸に超ゆるものわずかに東寺および興福寺の両塔あるのみ。いわんや他の三重塔においてをや。またこの東塔の相輪の長さ三十三尺六寸に勝れるもの、またわずかに右両塔と醍醐寺の五重塔とあるに過ぎず。これゆえにもし本薬師寺の塔婆が三重なりしとせば、その大きさにおいてその高さにおいて異常のものとなるべく、他の諸伽藍がらんにおける塔婆との比較上かくのごとき破格異例のものありたりとは信ずること能あたわざるなり。吾人ここにおいてこの塔婆の必ずや五重のものなりしことを推想せんと欲するなり。いわんや推古朝ないし奈良朝に建てられたる大伽藍がらんには、多く五重の塔婆を起てたりし事実あるにおいてをや。

いま新旧両寺の塔婆初層の大きさを比するに、旧寺のものは方二十三尺八寸にして、新寺のものは二十三尺四寸なり。その大きさほぼあい同じ。しこうして両者ともに柱間はこれを三等分せり。およそ普通の塔婆にありては中の間は常に左右の間より多少広きを例とせるに、この両塔婆がこれに反してただにその広さのみならず、柱間に至るまでほとんど一致せるは、彼此の間、親密の關係の存在せるにあらざるなきを知らんや。吾人さらに両寺金堂の礎石を検するに、ともに七間四間の堂宇にして新寺には裳階を有せるを異なれりとするのみ。その広さは旧寺にありては正面七十七尺（中央三間各十二尺、脇二間各九尺八寸）、側面三十九尺（各間各九尺八寸）（『考古』第二編第六号高橋健自氏の報告による）。新寺にありては正面七十八尺（裳階を除く）（中央三間各十二尺二寸、脇二間各九尺八寸五分）、側面三十九尺四寸（各間各九尺八寸五分）あり。その広袤および柱間の長さに至るまで彼此ほとんど一致せるにあらざるや。その多少の差異あるはあるいは礎石の移動もしくは実測の謬差に歸すべきものなるやも知るべからず。かつ礎石の形状より手法に至るまで彼此ほとんど同一なり。吾人ここにおいて新寺の金堂は、あるいは旧寺のものを遷し建てここに裳階を付加せしこと、彼の法隆寺金堂のごとくなせしにはあらざるやを疑うこと切なり。たといしからずとするも、その平面のかくのごとく彼此あい一致せるを見れば、その構造形式もまた互いに同様なりしことを想像せんも、あえて不当のことにはあらざるべし。吾人新旧両寺の境域内を探り、創立の際に成りたりと信ずべき古瓦の残片を多く拾得せり。その巴瓦および唐草瓦の紋様を見るに、全く同形式に属し彼此ほとんど符節を合するがごとし。しこうしてこれらの紋様は他の古刹（古く由緒）に発見せざる特殊の手法を存せり。これ豈に新旧両寺の金堂がまた互いに同形式より成りたるものなりしことを傍証するの資料となすに足ら

ざらんや。

すでに説きしがごとく、新寺東塔の形式を見るに、あたかも推古式と天平式との中間に位し、かれこれ彼此の連鎖となるべきものなり。しこうしてその相輪は旧寺より移し来りたるもののごとく、その火炎は彫刻史上まさに白鳳期に属すべきものたるは多言を要せず。その初層の大きさおよび柱の間隔は旧寺のものと同んど一致し、礎石の手法またしかり。とくに屋蓋に現存せる唐草瓦からくさがわらの紋様に旧寺の遺址より発見するものと同様のものあり。これらの諸点を総合して考うれば、新寺の塔婆が旧寺のものと同形式を有したりしと想像せんも、無稽むけいのことにはあらざるがごとし。しからばすなわち新寺の塔婆は、(一) その建設の際、旧寺のものを解体しその材料を使用し、五重を改めて三重となし、さらに裳階を付加して、旧寺より運び来りたる相輪の長さに相当せしめ、もって裳階を有せる金堂の構造と対照せしめたるか。

(二) もしくは新たに建立せんりゅうするに当たり、相輪のみを旧寺より運び来り、その余の部分は金堂ならびに他の重要な堂宇とともに旧寺の様式を襲用し、形式の一致を保ちたりしか。二者おそらくは一におるべし。『扶桑略記』載する所の天平二年建立せんりゅうの説、他に証左の徴すべきなく、その信否もとより知るべからず。しかれどもその建築の形式は決して天平期の特色を発揮せしものにあざれば、たといこの説をして信ならしむるも、なお前記二項の想像のほかには出でざるべし。

吾人はすでにこの東塔の形式があたかも旧寺のものと同様なるべく、推古・天平両期の間に介在かれこれして彼此の過渡をなせるものなることを説けり。しこうしてかくのごとき形式を有するものを指して白鳳期の建築と称せんと欲するなり。実に白鳳期の建築は、わずかにこの東塔によりて代表せらるるの

みにして、他に一の遺物をも発見すること能^{あた}わず。ただ大和国添上郡佐保村海竜王寺（一に角寺と称す）の西金堂に安置せる五重塔の模形は、高さわずかに十尺余（相輪亡失）に過ぎざるものなれども、その形式手法この東塔のものほとんど一致し、彼此^{かれこれ}あい発明するに足るべきものあり。すなわちこの模形また白鳳期に属するものなることを知る。この模形に關しては吾人言わんと欲するところ多々なれども、問題外に渉るをもつてここにはこれを省略し、さらに他日の機会を待たんと欲す。

-
- 関野貞（大田博太郎編）『日本の建築と芸術』下（岩波書店、一九九九年十月）所収。
 - 読みやすさのために振り仮名を付加した。
 - 理解を助けるために割註をつけた。
 - PDF化には $\text{L}^{\text{A}}\text{T}_{\text{E}}\text{X}2_{\epsilon}$ でタイプセッティングを行い、 $\text{d}^{\text{v}}\text{i}^{\text{p}}\text{d}^{\text{f}}\text{m}^{\text{x}}$ を使用した。
 - 科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」
<http://www.cam.hi-ho.ne.jp/munehiro/scilib.html>
 - 「科学図書館」に新しく収録した文献の案内 「科学図書館掲示板」
<http://6325.teacup.com/munehiromeda/bbs>